

事務連絡
令和2年5月11日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る
国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援に関するQ&Aについて

医療保険制度の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援の基準については、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免に対する財政支援の基準について」（令和2年5月1日付保国発0501第1号）別紙1及び別紙2により取扱いをお示ししているところですが、今般、別添のとおりQ&Aを作成しましたのでお送りします。内容について御了知いただくとともに、都道府県におかれましては、管内市町村（特別区を含む。）及び国民健康保険組合への周知等のほど、お願い申し上げます。